大阪市告示第57号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第２項の規定による検査の結果適合していたので、同条第３項の規定により、次のとおり告示する。

令和７年１月23日

大阪市長　　横　山　英　幸

１　許可番号

令和６年10月17日大阪市指令計（開）第６－21号

２　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市東成区玉津２丁目４番148、４番173、４番174、４番175

３　許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市淀川区東三国２丁目37番10号

株式会社賃住

代表取締役　上原　大助

４　新たに設置された公共施設

公共施設の種類	概要		管理者	用地の帰属	摘要
	幅員（管径）	延長			
下水道	D=150mm	5.600ｍ	大阪市	－	集水ますⅡ型インバート付 ２ヵ所　新設工
下水道	D=150mm	2.650ｍ	大阪市	－	新設工

５　廃止された公共施設

公共施設の種類	概要		管理者	用地の帰属	摘要
	幅員（管径）	延長			
下水道	D=150mm	2.600m	大阪市	－	０型組立マンホール １ヵ所　撤去工
下水道	D=150mm	2.650m	大阪市	－	撤去工
道路	5.000m	48.605m	開発者	開発者	すみ切り４ヵ所含む

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

（計画調整局開発調整部開発誘導課）